

令和 2 年 3 月 2 5 日

古賀市議会
議長 結城 弘明 様

市民建産常任委員会
委員長 古賀 誠視

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を、会議規則第 1 1 0 条の規定により報告します。

記

第 5 号議案 古賀市国民健康保険財政調整基金条例の制定について

本案は、古賀市国民健康保険事業の円滑な運用に資するため、基金を設置することに伴い、その設置及び管理等について条例で定めるもの。

【審査内容】

議案の意図、詳細は次のとおり。

1. 国民健康保険財政調整基金の原資については、平成 3 0 年度からの繰越金を原資に充てたいと考えている。今回、補正予算案で多少バランス調整も含め 2 億 2 7 0 万 1, 0 0 0 円を計上しており、この範囲内での積立てを考えている。
2. 令和 2 年度の県への納付金も上昇しており、国保税改定を視野に入れ、今後の国保税改定のための資金として積み立てたいと考えている。
3. ある程度安定的に運用できるように、繰越金があれば基金へ積立てをし、急激に国保税の負担が大きくなるように、単年度で一気に使うのではなく徐々に使っていく形で考えている。
4. 基金に属する現金の運用は、定期預金を考えている。
5. 委員から、積立基金の取崩しについては、国保税が激変しないように長期的に配慮し、次回の国保税改定等も見据えながら、計画的に行ってほしいとの意見が出された。

【意見】

(賛成意見)

- ・国民健康保険は、平成 3 0 年度の県単位化によって、国保税の値上げや県

への負担金が高額になるなどの影響が生じていると思われる。それらの影響を調整するために、繰越分・余剰分を積み立て、基金として適切な運用をするものであり、国保税の激変緩和の策を講じるために必要な基金であることから、賛成。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第6号議案 古賀市森林環境譲与税基金条例の制定について

本案は、森林の整備及びその促進に関する施策を実施するため、森林環境譲与税を財源とする基金を設置することに伴い、その設置及び管理等について条例で定めるもの。

【審査内容】

議案の意図、詳細は次のとおり。

1. 本譲与税の財源は、森林環境税を財源とし、令和6年からの課税が決定している。令和6年までは国が借入金等で財源を確保し、市町村に配分する。配分基準は、私有林人工林面積（50%）、林業就業者数（20%）、人口（30%）として按分される。
2. 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律において、森林環境譲与税の用途が定められている。主な用途としては、森林整備に関する施策、森林整備を担う人材の育成確保、公益的機能に関する普及の啓発等である。これらの用途の目的に沿って、今後、積立基金の有効な活用方法を検討する。
3. 森林環境譲与税の歳入額は、令和元年度当初予算で302万2,000円を計上しており、令和2年度以降については、段階的に増額する見込みとなっている。令和2年度と令和3年度は、642万2,000円、令和4年度と令和5年度は、831万2,000円、令和6年度以降は、全額譲与となり、1,020万円ほどの譲与を予定している。
4. 基金の運用計画については、法律に定められた用途目的の中で活用し、単年度については事業に充当した残りを積み立てに回す予定である。積み立てにあたっては、国の指導に沿った、計画性のある積み立てを行いたい。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第7号議案 古賀市部落差別をはじめあらゆる差別の解消と人権擁護に関する 条例の制定について

本案は、部落差別の解消の推進に関する法律をはじめとする人権問題解決に向けた法令の整備に伴い、条例の全部を改正するもの。

【審査内容】

議案の意図、詳細は次のとおり。

1. 部落差別は我が国固有の問題であり、最も深刻な人権問題と捉えている。部落差別の解消が全ての人権問題の解消につながるという認識から、条例の名称を「部落差別をはじめあらゆる差別」という表現とした。

【意見】

(反対意見)

- ・「部落差別をはじめ」という文言について、非常に違和感を感じる。この文言を用いることで、部落差別を固定化したり、特別扱いをしたりするように捉えかねない。大綱質疑において「あらゆる差別」の中に部落差別も含まれるという答弁があった。どの差別、どの人権についても、軽い、重いはない。全ての人権を大切にす古賀市という意味であれば、「あらゆる差別の解消と人権擁護に関する条例」という文言でよかったと思ひ、反対。

【審査結果】

委員会は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第14号議案 古賀市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、成年被後見人のうち要件を満たす者について印鑑登録が可能となるよう、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

議案の意図、詳細は次のとおり。

1. 現行の条例では、印鑑の登録ができない者として「成年被後見人」が挙げられていたが、今回、国からの通知において、一定の要件を備えた成年被後見人は、印鑑の登録を受け付けて差し支えないということが示されたことを踏まえ、条例を改正する。

2. 一定の要件とは、成年被後見人が法定代理人を同行し、自ら印鑑登録の申請等を行う場合であり、その旨を規則に定める予定である。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第15号議案 古賀市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、指定給水装置工事事業者の指定に関する手数料を改定するため、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

議案の意図、詳細は次のとおり。

1. 指定給水装置工事事業者とは、宅内の水道配管工事を行う事業者のことであり、事業者が宅内工事を行うにあたっては、必ず古賀市の指定を受けておく必要がある。
2. これまでは一度指定を受けると更新する必要はなかったが、休廃業の実態が反映されにくいため、水道法の一部改正により、5年に一度更新することが義務付けられた。
3. 古賀市や糟屋郡内においては、各自治体に登録する事業者が類似していることから、糟屋地区水道協会で協議を行った上で、統一単価を設定し、足並みをそろえた。手数料の金額は、福岡市の単価を参考とし、「指定給水装置工事事業者申請書審査又は更新申請書審査手数料」を5,000円に、「指定給水装置工事事業者証交付手数料」を2,000円に改定する。
4. 福岡市の単価を参考にした理由としては、今後、工事事業者は更新講習を受講する必要があることに伴い、糟屋ブロックでは福岡市主催の講習会を受講した場合は、糟屋ブロック主催の講習会との調整を検討していること、また、福岡市に登録されている事業者は、古賀・糟屋地区にも登録されていることから、整合性を図った。
5. 対象となる事業者は、新規で23件、更新で53件を予定しているとのこと。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第16号議案 古賀市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、排水設備等の責任技術者及び指定工事店の指定に関する手数料等を改定するため、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

議案の意図、詳細は次のとおり。

1. 宅内の下水道配管工事業者の登録・更新の際の手数料の改定である。
2. 宅内の下水道配管工事業者の登録・更新に関しては、以前より5年に一度の更新が義務付けられており、店舗とは別に技術者の登録も義務付けられている。
3. 下水道配管工事業者の登録・更新の手数料については、第15号議案の事務内容とほぼ同じであることから、「責任技術者の指定又は継続指定」を1件につき2,000円、「指定工事店の指定又は継続指定」を1件につき5,000円、「指定工事店に対する証書交付」を1件につき2,000円に改定する。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第31号議案 古賀市と福津市の間における古賀市汚泥再生処理センター海津木苑（仮称）の建設及びし尿処理に関する事務の委託に関する規約の締結について

本案は、古賀市海津木苑の建替えに伴い、地方自治法第252条の14第1項の規定により古賀市汚泥再生処理センター海津木苑（仮称）の建設及びし尿処理に関する事務を福津市から受託するに当たり、規約を締結する協議を行うもの。

【審査内容】

議案の意図、詳細は次のとおり。

1. 次期施設は、古賀市の施設として建設するが、福津市分のし尿と浄化槽汚泥も受け入れて処理できる施設計画として進めており、昨年末に国の循環型形成推進交付金について、古賀市分に福津市分を含めた施設規模の地域計画の変更承認を受けたところである。現在の海津木苑の処理能力は一日当たり67キロリットルであるが、次期施設の処理能力は52キロリットルとなり、内訳は、古賀市が27キロリットル、福津市が25キロリットルとなる。

2. 本議案は、古賀市汚泥再生処理センター海津木苑（仮称）の建設及びし尿に関する事務を福津市から受託するに当たり、規約を締結するため、市議会の議決を求めるものであり、事務の委託をする福津市、事務の委託を受ける古賀市、両市それぞれの議会の議決の後に告示を行い、その後、県知事に事務委託の届出をする。
3. 委託契約の期間は、し尿処理施設の建設にあたって、地元の合意を得て協定を結ぶこととしており、協定において、建設・供用開始後の20年間を予定しているところである。
4. 海津木苑の建設及び周辺整備事業にかかる経費については、古賀市、福津市ともに均等の割合で負担する。
5. 海津木苑の管理及び運営事業に要する経費については、全体の8割を古賀市、福津市ともに均等の割合で負担し、残りの2割を両市それぞれのし尿の投入量に応じて按分して負担すること。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。